

近組 2021-042 号

2021 年 8 月 19 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、教員の雇用契約の内容について以下のように要求する。

1. 8月6日の団交で確認したように、貴法人は2019年以前に入職した労働者に対し雇用契約書・労働条件通知書を交付していなかった。このような明白な違法行為をしていたことについて、謝罪および責任者の処分の意志について確認したい。
2. 雇用契約書・労働条件通知書がない場合、大学教員の業務内容は「学校法人近畿大学職制」第8条に示されたものと判断できるが、8月6日の団交では、「職制に記載されていないからといって労働契約の内容に含まれないという解釈にはならない」「黙示の承諾があった」等と言い、いわゆる「校務」も労働契約に含まれると強弁した。しかし、この説明は明らかに破綻しており、本組合としては到底承服できない。本組合は以前より、所定業務と所定外業務とを峻別し、後者については拒否できると主張している。まずはこのことを確認した上で、本組合は貴法人がこうした雇用契約に含まれているとは断言しがたい業務を教員に命じている現状を指摘する。
3. その上で、労使が協調してよりよい労働環境を構築するために、貴法人がこうした現状を認識した上で、校務の大幅な削減と手当の支給について交渉をしたい。
4. 具体的には、各種事務書類作成の負担軽減、各種委員会業務の負担軽減と手当の支給、学生募集関連業務の負担軽減と手当の支給等である。なお、このことは、裁量労働制導入のための前提でもあることを申し添える。

全理事の出席を求める。回答は一週間以内とする。

以上